

福岡県公報

令和 7 年 8 月 15 日
第 621 号

目 次

告 示 (第488号 - 第496号)

○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
公 告		
○第45期福岡県労働委員会の委員候補者の推薦	(労働政策課) ……………	3
○建築業者の営業所の不確知	(建築指導課) ……………	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ……………	5
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) ……………	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ……………	6

公安委員会

- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 7
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 7

告 示

福岡県告示第488号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等(令和7年7月福岡県告示第456号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属するみやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
みやこ町役場
進 英俊、三好 朔太郎、三好 長治
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年7月福岡県告示第456号によること。

福岡県告示第489号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等(令和7年7月福岡県告示第455号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属するみやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
みやこ町役場

重松 荘英

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年 7 月福岡県告示第 455 号によること。

福岡県告示第 490 号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和 7 年 7 月福岡県告示第 437 号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する糸島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

糸島市役所

鳴好 マサコ、徳田 俊道、青木 厚、長野 木盛、松村 正秋、松村 光男、川上 久光、古川 信幸、波多江 善三郎、原田 利一郎、吉田 浩二、阿多 仁彦、古川 英人、古川 秀美、古川 國雄

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年 7 月福岡県告示第 437 号によること。

福岡県告示第 491 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 8 月 15 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	新延植木線	鞍手郡鞍手町大字中山 2356 番 7 先から 鞍手郡鞍手町大字中山 2340 番 3 先まで

福岡県告示第 492 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 8 月 15 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤山分線 一丁田	久留米市藤山町 745 番 1 先から 久留米市藤山町 551 番 1 先まで

福岡県告示第 493 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 8 月 15 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	三潴上陽線	久留米市三潴町玉満 2779 番 1 先から 久留米市三潴町田川 114 番 5 先まで

福岡県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	豊 田 野 線	前	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	5.5 ～ 13.3	1197.3
			前	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	7.4 ～ 19.6	1186.2
			後	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	5.5 ～ 38.9	1234.7
			後	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	7.4 ～ 19.6	1186.2

福岡県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	豊 田 野 線	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巢1325番1先まで

福岡県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	南 関 大 牟 田 北 線	前	大牟田市大字四ケ135番3先から 大牟田市大字岩本2190番1先まで	12.0 ～ 66.0	3631.7
			前	大牟田市大字四ケ135番3先から 大牟田市大字岩本2190番1先まで	9.3 ～ 71.0	3635.0
			前	大牟田市大字四ケ135番3先から 大牟田市大字岩本2190番1先まで	12.0 ～ 66.0	3668.9
			後	大牟田市大字四ケ135番3先から 大牟田市大字岩本2190番1先まで	12.0 ～ 66.0	3631.7
			後	大牟田市大字四ケ135番3先から 大牟田市大字岩本2190番1先まで	9.3 ～ 71.0	3635.0
			後	大牟田市大字四ケ135番3先から 大牟田市大字岩本2190番1先まで	12.0 ～ 66.0	3668.9

公 告

公告

第44期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体
 - (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
 - (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。
- 2 被推薦者の資格
労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 提出書類
 - (1) 労働組合の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 労働者委員候補者調書 2部
 - ウ 労働組合資格証明書 2部
 - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
 - (2) 使用者団体の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 使用者委員候補者調書 2部
 - ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
 - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
- 4 推薦期間
 - (1) 令和7年8月15日（金）から同年10月3日（金）まで
 - (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日をいう。）を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。
- 5 推薦書類の提出先
福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。
- 6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社友成建設	飯塚市楽市13-4	唐下 友成	令和5年11月29日 福岡県知事許可（般-5） 第111977号

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和7年7月14日福岡市告示第175号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳145番11から145番14まで、529番3、529番4、530番1、530番4から530番17まで、532番4、533番6、533番7、554番5、555番2、555番8、559番5、563番4、564番4、564番5、566番4、566番5、570番9から570番12まで、571番5、574番2、575番2から575番5まで、576番2、576番3、577番2から577番8まで、579番2、580番1、580番10、580番14から580番29まで、581番2、582番3、582番6から582番8まで、608番1、608番2、668番8から668番10まで、681番4、685番1、685番2、685番5から685番15まで、689番1、689番3、689番4、690番1から690番17まで、692番4、693番4から693番6まで、694番4、695番4から695番8まで、696番1から696番5まで、699番2、701番2から701番4まで、703番2から703番4まで、706番2、710番2、711番1、711番3、713番2、714番1から714番10まで、717番2から717番9まで、719番1、719番3から719番6まで、720番1、720番3から720番10まで、721番5、721番6、721番8から721番14まで、727番2から727番5まで、728番1、728番2、729番3、729番6、734番3、734番5、734番6、736番3、736番5から736番7まで、739番2、739番3、743番5、744番6、750番3、750番6から750番10まで、752番4、752番7及び3722番13から3722番16まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市中央区一番堀通町3番地10
株式会社福田組
代表取締役社長 荒明 正紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字牛島129番8の一部、161番1、161番4、161番5、164番4、164番5、229番1、229番6、229番12から229番15まで、230番4、231番3、231番4、231番6、233番3、233番4、234番1、234番3から234番6まで、235番1から235番4ま

で、237番1から237番3まで、274番1、274番3、274番4、278番1、278番10、278番12から278番15まで、286番2、286番5、286番8、286番9、286番12、286番13、287番4、288番1、288番3、288番4、291番1、291番3、291番4、295番2、295番6から295番9まで、301番、304番3、304番4、305番1から305番3まで、305番5、305番6、306番3、307番3、307番4、307番6、308番3、308番4、308番6、377番1、377番5、377番7、377番8、379番1、379番3、380番2、381番1から381番3まで、383番1から383番3まで、384番1、384番3から384番5まで、385番2、385番6から385番8まで、386番1、386番7、386番8の一部、386番37、386番102及び386番103並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市善導寺町飯田829番地1
マルゼングループ協同組合
代表理事 古賀 大輔

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町下府土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任した理事

氏 名	住 所
堺 善宣	糟屋郡新宮町下府四丁目1番15号

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社マツモト

(2) 所在地

京都郡苅田町港町21番地の5

(3) 代表者

代表取締役 長谷川 康朋

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年7月28日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字文久2051番2の一部、2051番3、2051番6、2059番2から2059番4まで、2060番1、2060番2、2060番4、2065番1から2065番4まで、2066番1、2066番2及び2067番から2073番まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字与原2210番地の2

株式会社みやこ産業

代表取締役 金谷 相勲

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市蔵持字北屋敷769番1から769番20まで、769番22から769番40まで、783番2及び783番6並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅前二丁目12番9号

株式会社ユー・エム企画

代表取締役 三宅 達三

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）古賀市新原字水上74番4、74番6、74番11、75番2、75番4、75番11、75番12、75番14、76番6、76番8、76番9、76番11から76番13まで、77番4から77番9まで、78番4、82番3、82番6、82番7、83番2、83番3、83番5、1207番13、1207番14及び1207番17から1207番19まで、字高木577番1の一部、585番3、585番4及び585番6、字野口627番5から627番7まで、628番3、629番1、629番4、630番3及び630番6並びに1103番7、1103番8、1103番10、1103番11、1104番6、1104番7、1115番6、1202番22から1202番25まで、1207番20、1207番21、1208番7及び1215

番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区海岸一丁目 9 番 18 号

株式会社ラ・アトレ

代表取締役 脇田 栄一

公安委員会

福岡県公安委員会告示第243号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月15日

福岡県公安委員会

表中

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 東 秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1
-------------------------------------	-----------------------------

を

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 行實 悟	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1
-------------------------------------	-----------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第244号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月15日

福岡県公安委員会

表中

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 東 秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1
-------------------------------------	-----------------------------

を

八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 行實 悟	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1
-------------------------------------	-----------------------------

に改める。